

海外経済要録

米州諸国

◇ジョンソン大統領、増税を要請

ジョンソン大統領は、8月3日、議会に特別教書を送付し、かねて懸案の増税の実施を提案した。同増税案の内容は次のとおり。

1. 法人税および個人所得税につき10%の付加税(注)を課すこととし、実施期間は、法人税については7月1日(遡及)から、個人所得税については10月1日から、ともに1969年6月30日までとする。しかしそれ以後も、ベトナム戦争に伴う異常な支出が続くかぎり継続して実施する。

(注) 法人税、個人所得税の税額の10%相当額を追加徴求するもの。

2. 明年および明後年に予定されている、自動車および電話料に対する消費税の減税をほぼ1年間ずつ延期(注)する。

(注) 現行7%の自動車税は、1968年4月1日に2%へ、さらに1969年1月1日に1%へ引き下げる予定のところ、これを、1969年7月1日に2%へ、また1970年1月1日に1%へ引き下げるに変更する。また、現行10%の電話利用税は1968年4月1日に1%へ引き下げる、さらに1969年1月1日に廃止する予定のところ、これを、1969年7月1日に1%へ引き下げる、また1970年1月1日に廃止することに変更する。

3. 明年1月から、予定納税率を現行の70%から80%へ引き上げる。

同大統領は、さる1月にも増税提案(6%の所得税付加税)を行なったが、景気の停滞状況にかんがみ法案の議会提出は見送られていた。しかし、その後、①財政支出がベトナム戦争の拡大を主因に増加を続け、本会計年度(明年6月まで)の財政は大幅な赤字を免れない状況にあること、②現在、金融市場では先行き金融ひっ迫懸念から、金利の異常な高騰をみていること、さらに、③実体経済面でも景気の立ち直りとともに、先行きインフレ圧力の生ずる恐れもでてきたこと、などからあらためて増税提案に踏み切ったものである。

◇米国、金利平衡税を延長・強化

金利平衡税の延長・強化に関する法律は、7月31日大統領の署名を得て成立した。同法の内容次のとおり。

1. 本年7月末で期限切れとなる金利平衡税法を、1969年7月31日まで延長する。
2. 大統領に対して、税率を、零と現行税率の1.5倍の

間で決定しうる権限を与える。すなわち、大統領は、外国株式の取得に対しては0~22.5%の間で、債券、ローンについては、満期までの期間により異なるが、1年につき0~1.5%に相当する率の間で税率を決定できることになった。ただし経過措置として、本年1月26日に遡及して現行税率の1.5倍の税率が適用されることとなっており、さらに、法案成立後30日の間に大統領がなんらかの措置をとらない場合には、税率は自動的に現行税率まで引き下げられる(次項参照)。

3. 米国人相互間の外国証券売買の際の免税手続が一部修正され、免税措置を受けるためには、すでに金利平衡税を納入済みの旨、またはその納入を免除された旨の証明書を、税務官署または政府指定の銀行・証券業者から取得することが義務づけられた。
4. 輸出関連ローン、直接投資に与えられる適用免除措置は従来どおりとする。低開発国向けの投資・貸付、カナダおよび日本に対する特免措置も継続する。

金利平衡税税率表

区分	現行	改正 (上限)
債券に対する税率	%	%
1年以上～1年3か月未満	1.05	1.58
1年3か月以上～1年6ヶ月	1.30	1.95
1年6ヶ月～1年9ヶ月	1.50	2.25
1年9ヶ月～2年3ヶ月	1.85	2.78
2年3ヶ月～2年9ヶ月	2.30	3.45
2年9ヶ月～3年未満	2.75	4.13
3年以上～3年6か月未満	2.75	4.13
3年6か月以上～4年6ヶ月	3.55	5.33
4年6ヶ月～5年6ヶ月	4.35	6.53
5年6ヶ月～6年6ヶ月	5.10	7.65
6年6ヶ月～7年6ヶ月	5.80	8.70
7年6ヶ月～8年6ヶ月	6.50	9.75
8年6ヶ月～9年6ヶ月	7.10	10.65
9年6ヶ月～10年6ヶ月	7.70	11.55
10年6ヶ月～11年6ヶ月	8.30	12.45
11年6ヶ月～13年6ヶ月	9.10	13.65
13年6ヶ月～16年6ヶ月	10.30	15.45
16年6ヶ月～18年6ヶ月	11.35	17.03
18年6ヶ月～21年6ヶ月	12.25	18.38
21年6ヶ月～23年6ヶ月	13.05	19.58
23年6ヶ月～26年6ヶ月	13.75	20.63
26年6ヶ月～28年6ヶ月	14.35	21.53
28年6か月以上	15.00	22.50
株式に対する税率	15.00	22.50

◇金利平衡税に関する大統領行政命令

8月29日、金利平衡税に関して、次のとおり大統領行政命令が発表された。

- (1) 適用税率を、株式については22.5%から18.75%へ、また債券、ローンについては年率1.5%から1.25%へそれぞれ引き下げ、8月30日から実施する。
- (2) 日本に対する1億ドルの免税枠は、11月2日から従来の政府債および政府保証債のほかに、新たに日本政府の事前の許可を得て発行された民間債にも適用される。

◇米国、本年下期の政府起債は急増見込み

デミング財務次官は、7月27日、財政赤字の増大に伴い本年下期(7~12月)の政府の新規起債予定額は約150億ドルと、前年同期(100億ドル)を大幅に上回ることとなろうと発表した。

なお財務省は、8月18日、68会計年度の第2次資金調達計画として、総額25億ドル、利回り5.4%の3年半もの中期債を、8月22日に発行する旨発表した。

◇レギュレーションMによる初の米銀海外支店開設

さる3月15日のレギュレーションMの改正により、米銀は、エッジ・アクト・コードボレーションを利用することなく海外支店を開設できることとなったが、このほど、ナショナル・バンク・オブ・コマース(シートル)がその適用第1号として、本店直轄のロンドン支店開設を連銀当局に申請した。

なお同行は、すでにエッジ・アクトによる海外支店を5か店(いずれも在香港)所有している。

◇ペンシルバニアの鉄鋼輸入制限法案について

ペンシルバニア州のシェーファー知事は、8月10日、さきに州議会を通過した「州政府機関は、鉄鋼製品の調達に際して、いっさい外国品を使用しない」旨の法案に對して拒否権を発動した。

米国鉄鋼業界では、年初から臨時付加税の導入による輸入制限強化を、連邦政府や議会筋に強く働きかけていたが、最近では、州政府によるBuy American政策(注)の採用を図る動きが活発化しており、特にペンシルバニア州の場合には、米国鉄鋼業の中心地でもあり、業界の働きかけが特に活発な反面、國務省筋が同法案の成立阻止を強く要請するなど、各州におけるこの種立法化の動きの中心として、内外から特に注目されていた。

同知事は、拒否の理由として、「外国の報復措置を招く懸念がある」と述べているが、拒否権発動と同時に大

統領に対し、「連邦政府は、外国の鉄鋼業が国家的産業として各種の保護を受けている実情を至急調査し、対策をたてるよう」要請したと伝えられている。

(注) 各種立法による米国品の優先買付措置は、すでに20州で実施されている。

歐 洲 諸 國

◇E E C委員会の事務分担決定

E E C 3 執行機関の統合により単一化されたE E C委員会は、7月20日、14名の委員(統合前の3執行機関の委員数は24名)の担当業務を次のとおり決定した。この決定により、新委員会は本格的な活動を開始することになる。

- J. Rey 委員長(ベルギー)――総務、法律問題。
 - S. Mansholt 副委員長(オランダ)――農業問題。
 - L. Levi-Sandri 副委員長(イタリア)――社会問題、人事。
 - F. Hellwig 副委員長(西ドイツ)――科学研究一般。
 - R. Barre 副委員長(フランス)――経済金融問題、統計。
 - A. Coppé 委員(ベルギー)――一般予算、課徴金、広報等。
 - H. von der Groeben 委員(西ドイツ)――域内市場問題、地域政策。
 - J. A. Sassen 委員(オランダ)――競争規則問題。
 - H. Rochereau 委員(フランス)――開発援助問題。
 - G. Colonna di Paliano 委員(イタリア)――産業問題。
 - V. Bodson 委員(ルクセンブルグ)――運輸問題。
 - E. Martino 委員(イタリア)――外交問題。
 - W. Haferkamp 委員(西ドイツ)――エネルギー問題。
 - J. F. Deniau 委員(フランス)――貿易問題。
- 委員会は同時に、経済一般、工業、農業等に関する七つの作業部会の設置を決定したが、このなかには共同体の拡大問題、すなわち、英國等の加盟申請に伴う問題点の検討を行なう作業部会(議長は Hellwig 委員)も含まれている。

◇ロンドン・ダラーC D 3年物の発行

米国の市中銀行 First National City Bank ロンドン支店は、7月20日、新規に3年物のロンドン・ダラーC D(昭和41年7月号および11月号「要録」参照)を発行した。発行条件等は次のとおり。

発行総額	20百万ドル
額 面	1万ドル
金 利	6‰%
償還期日	1970年7月17日

発行方法 私募による(White Weld Co., 引受け)。

3年物CD発行のねらいは、従来最長期間が1年であったユーロ・ドラー預金とユーロ・ポンド(欧州で発行されるドル建長期債)との間に存在した期間的ギャップを埋めることにあるとみられており、市場筋では、今回の発行を契機に今後同種CDの発行が相次ぐものと予想、国際金融取引面でのシティの機能をいっそう増大させるものとして意義があるとみている。

なお、昨年5月に発足したロンドン・ドラーCDの市場規模は、現在約3億ドル(本年6月現在、発行銀行数25、その約半数は米系銀行)といわれている。

◇英国、鉄鋼国有化を実施

英國の大手鉄鋼13社は、鉄鋼国有化法(Iron and Steel Act 1967、本年3月22日成立)により7月28日国有化され^(注1)、すでに国有化されていた Richard Thomas and Baldwins 社^(注2)とともに、新設の英國鉄鋼公社(British Steel Corporation、総裁 メルチャット卿)のもとに統合されることとなった。

(注1) 国有化への移行に際しては、13社の株式を鉄鋼国有化法に規定されている方式により算定した価額で政府が買取り、その対価として新規発行の国債(総額約2.5億ポンド、年利6.5%、償還期1971年1月28日、発行価額額面100ポンド当り99.5ポンド)を株主に交付するという方法がとられた。

(注2) 同社は、前回の鉄鋼国有化(1951年)解除(1953年)後も株式が民間に返還されず、政府保有のまま現在に至っていた。

上記公社は8月1日、最初の報告書を発表、その機構、人事、事業運営の基本方針等を明らかにした。その概要は次のとおり。

(1) 傘下14社は業務運営面における協調と一貫性を保つため、公社総裁を中心とする単一の高能率な組織により運営することとし、その基本計画ないし基本政策は公社が立案、決定する。

(2) 公社という単一な組織体のなかでは、価格面での競争は行なわないが、コストの引下げ、サービス・品質・生産性の向上等業務面での競争は従来どおり行なわせることとする。このような競争原理を導入するため、主として地域的連携を考慮して各企業を、①ミッドランド(Midland)、②北部および钢管(Northern and Tubes)、③スコットランドおよび北西(Scottish and Northwest)、④南ウェールズ(South Wales)の4グループ^(注3)に分け、各グループごとに責任者(group managing director)を置く。各グループ、各企業の業務運営と収益・採算については、全体の政策に反しないかぎり、できるだけ自主性を尊重する。

(注3) 4グループそれぞれの規模、構成等は次のとおり。

(1) ミッドランド・グループ(投下資本337百万ポンド、粗鋼年産5.8百万トン、従業員68,500人、group managing

director は United Steel 社会長 Alan Peech 氏)

The United Steel Companies Ltd.

English Steel Corporation Ltd.

The Park Gate Iron and Steel Corporation Ltd.

Richard Thomas and Baldwins Ltd. の Ledbourn 製鉄所

G.K. N. Steel Company Ltd. の Lysaghts 製鉄所

(2) 北部および钢管グループ(投下資本366百万ポンド、粗鋼年産5.6百万トン、従業員95,500人、group managing director は Stewarts and Lloyds 社会長 Niall Macdiarmid 氏)

Stewarts and Lloyds Ltd.

Dorman Long and Co., Ltd.

South Durham Steel and Iron Company Ltd.

(以上3社は国有化前に合併済み)

Consett Iron Company Ltd.

(3) スコットランドおよび北西グループ(投下資本288百万ポンド、粗鋼年産4.6百万トン、従業員47,400人、group managing director は Colvilles 社会長 Tom Craig 氏)

Colvilles Ltd.

John Summers and Sons Ltd.

The Lancashire Steel Corporation Ltd.

Richard Thomas and Baldwins Ltd. の Monks Hall 製鉄所

(4) 南ウェールズ・グループ(投下資本416百万ポンド、粗鋼年産6.1百万トン、従業員57,100人、group managing director は Steel Company of Wales 社会長 Fred Cartwright 氏)

The Steel Company of Wales Ltd.

Richard Thomas and Baldwins Ltd. の Redbourn, Monks Hall 以外の製鉄所

G. K. N. Steel Company Ltd. の Cardiff 製鉄所。

◇西ドイツ、債券担保貸付歩合および最低準備率を引き下げる

ブンデスバンクは、8月10日の理事会において次の措置を決定した。

- (1) 債券担保貸付歩合を4%から3.5%に引き下げる、8月11日から実施する。
- (2) 最低準備率を、これまでの適用レートの約6%方引き下げる、8月1日に遡及して実施する(本措置による準備預金解放額は約9億マルクと見込まれている)。

西ドイツの最低準備率

(カッコ内は旧準備率、単位・%)

金融機関 の規模	当座性債務		定期性 債務	貯蓄預金	
	I	II		I	II
(1) 300百万 マルク以上	9.54 (10.15)	7.33 (7.8)	6.58 (7.0)		
(2) 30~300百万 マルク未満	8.79 (9.35)	6.58 (7.0)	5.88 (6.25)		
(3) 3~30百万 マルク未満	8.08 (8.6)	5.88 (6.25)	5.12 (5.45)	4.84 (5.15)	4.04 (4.30)
(4) 3百万 マルク未満	7.33 (7.8)	5.12 (5.45)	4.42 (4.7)		

(注) 「金融機関の規模」は対象となる債務の規模による。

I …中央銀行支店、出張所所在地。

II …それ以外の地域。

今次措置が採られた理由は、第2次景気振興策(次項参照)の実施に伴い、今後発行が予想される公債の市中消化をいっそう円滑にすることにあるとみられる。

なお、最低準備率の引下げ措置は、昨年12月の引下げ以来、6回目の措置であるが、実施日を遅及することとしたのは今回がはじめてである。

◇西ドイツ、新景気振興策の政府案最終決定

西ドイツ政府は、8月10日の閣議において、新景気振興策の政府案を最終的に決定し、近日中に国会に提出することとなつた。今回決定された新景気振興策は、さる7月7日発表された政府原案(7月号「要録」参照)につき、7月13日および8月3日の2回にわたる「景気委員会」において検討を加えたものである。

閣議決定案の概要次のとおり。

1. 景気振興を図るため、財政支出を総額53億マルク増額し、このうち連邦が28億マルク、州および市町村が25億マルクを負担する。
 2. 上記支出の迅速化を図るため、州および市町村の民間業者との契約締結期限を、原則として10月15日とする。
 3. 連邦支出の主たる内訳は次のとおり。
- | | | |
|--------------|-------|----------|
| (1) 公共投資 | | 850百万マルク |
| (2) 住宅建設 | | 300 ヶ |
| (3) 公営企業合理化 | | 300 ヶ |
| (4) 利子補給(注) | | 125 ヶ |
| (5) 地方に対する貸付 | | 500 ヶ |

(注) 連邦が、地方公共団体等の起債に対して交付する利子補給金。本件については、経済省は当初350百万マルクとする案を発表していたが、利子補給を実施すれば、公債の起債需要が過大になり、これが債券市場に悪影響を及ぼすとの懸念から、ブンデスバンクはもとより金融界からの反対が強く、減額されたものである。

◇西ドイツ政府、ブンデスバンク法の一部改正を決議

西ドイツ政府は、8月10日、ブンデスバンク法第20条の一部を改正し、ブンデスバンクの対政府信用供与限度枠を次のとおり引き上げることを決定、近く改正案を国会に提出することとなつた。

- (1) 連邦に対しては、従来の30億マルクから60億マルクに引き上げること。
- (2) 連邦鉄道に対しては、従来の4億マルクから6億マルクに引き上げること。
- (3) 連邦郵便に対しては、従来の2億マルクから4億マルクに引き上げること。
- (4) 州に対しては、人口1人当たり20マルクから40マルクに(一部の州に対しては従来の40マルクから80マルク

に)引き上げること。

今回、政府が上記措置を決定したのは、①当面、景気の落込みに伴う税収の伸び悩みなどから、財政収支の赤字幅がいっそう拡大すると予想されること、②ブンデスバンクの対政府信用供与限度枠は、1957年のブンデスバンク法制定当時以降固定されたままとなっており、経済規模の拡大等を考慮すると現状にそぐわないこと、③「経済安定・成長促進法」の成立(6月14日)に伴い、投資プレミアム制度(6月号「要録」参照)が発動される場合には租税収入が減少するため、これをなんらかの形で補てんする必要があること(注)などの事情によるものとみられる。

(注) この点、とくに州政府はブンデスバンク法第20条の改正を強く要請、これに対しシラー経済相は、さる6月2日の「経済安定・成長促進法」案の連邦参議院通過後の記者会見において、上記条項の改正を検討する旨発言していた。

一方ブンデスバンクとしては、当面の景気動向にかんがみ、政府の財政政策に極力協力するとの態度を示しており、今回の政府の決議についても、信用供与枠の拡大そのものはやむを得ない措置として受け入れる方向はあるものの、実際の運用に当たっては、公共機関に対する信用供与はあくまでも短期のもの(税収期あるいは公債発行代り金流入までのつなぎ資金等)に限り、財政赤字や公共投資資金調達のための長期資金の融資は反対であるという従来からの考え方を変えていない(ブンデスバンク月報7月号)。

◇フランス、労働者に対する企業収益還元制度発表

フランス政府は8月7日、労働者に対する企業収益還元制度に関する政令を公布し、明年1月1日から実施することとした。同制度の概要は、次のとおり。

- (1) 対象企業 従業員100名以上の全企業(実施を強制)。
- (2) 還元額の算定方法 企業にある程度の内部留保を行なわせるほか、産業間の資本装備率の差異に基づく還元額の格差を調整するため、次のように複雑な方法がとられている。すなわち、①企業の公表収益から法人税(50%)と自己資本(資本金+準備金)の5%を控除する。②残額に対し、付加価値に占める賃金総額の割合を乗ずる。③この額の8%を還元額とする。
- (3) 還元の方法 次の3方法のうち、いずれの方法を選択するかは労使の交渉により決められるが、労使間で意見の調整がつかない場合は②の方法がとられる。
 - ①従業員に株式の形で配分する(主として上場企業)。
 - ②従業員に社債の形で配分し、これに見合う資金は「流動資本投資勘定」(新設)に積み立てる。
 - ③従業員に還元する金額を、国営の信託会社(新設の予定)

に預託する(主として中小企業)。

(4) 還元収益の凍結 配分された収益は5年間凍結される。企業がこれを投資資金として使用した場合、その投資額は翌年の課税対象から控除される。

なお、本制度の実施により企業収益の配分を受ける労働者数は490万人、1人当たりの配分額は年間400～800フランとされている。

◇イタリア、1968年度予算案を決定

イタリア政府は7月31日の閣議で、明年度(イタリアの財政年度は1～12月)予算案を決定した。その概要は次のとおり。

- (1) 歳入面では、景気上昇(成長率見通し、名目8%、実質5.5%)による収入の大額な伸び(+11.0%)、本年度は+10.0%)を予想。これを主因に歳入の増加率は本年を上回っている。
- (2) 歳出面では、投資支出が著増(+42.5%)を示しているが、これは、従来経常支出に計上されていた後進地域の電化計画、道路、住宅の拡充、科学技術開発関係等の支出が投資支出に移しかえられたことによるもので、歳出規模全体では本年をいくぶん下回っている。
- (3) この結果、予算収支じりの赤字幅はわずかながら減少している。このほか、予算外(財政投融資)勘定の赤

イタリアの1968年度予算案

(単位・億リラ、△は赤字)

		1967年度		1968年度	
		当初予算	増減(△) 率%	当初予算	増減(△) 率%
歳 入	租 稅 収 入	73,467	10.6	81,575	11.0
	租 税 外 収 入	3,704	6.2	4,253	14.8
	資 本 勘 定 収 入	690	△ 28.9	782	13.3
	計	77,861	9.3	86,610	11.2
歳 出	経 常 支 出	72,291	14.3	78,139	8.1
	投 資 支 出	12,977	5.9	18,498	42.5
	国 債 債 還 等	4,234	△ 9.2	1,471	△ 65.3
	資 本 勘 定 支 出				
計		89,502	11.7	98,108	9.6
収 支 じ り		△ 11,641	30.6	△ 11,498	△ 1.2
予 算 外 勘 定 収 支 (資 本 市 場 か ら 調 達)		△ 6,867	△ 37.1	△ 5,608	△ 18.3
國 有 化 企 業 の 収 支		△ 3,350	—	△ 2,959	△ 11.7
総 合 収 支		△ 21,858	△ 6.7	△ 20,065	△ 8.2
公共貯蓄(Risparmio)*		△ 4,880	△ 30.6	7,689	+ 57.4

* Risparmio=一般歳入(租税+租税外収入)-経常支出。

字(財源は資本市場から調達)等も圧縮され、資本市場に対する国庫の依存度が軽減されている。

◇イタリア、税制改革案を発表

イタリア政府は7月19日、税制改革案を発表した。これはE E Cの共通付加価値税制への移行を控えて、現行の複雑な税制の全面的改革を意図したもので、改革案の大綱は次のとおり。

- (1) 現行税制においては、個人に対する課税の種類が多く、かつ内容も複雑なものとなっている(たとえば、所得税、動産取得税、土地取得税等に分かれている)ため、これを累進所得税に一本化する。
- (2) 企業に対する課税についても、現行の法人収益税、法人資本金税、債券発行税等を法人税に統一する。
- (3) 間接税についてもこれを一本化し、E E Cの共通付加価値税を採用する。
- (4) 現行税制において地方公共団体により徴収されている家族税を廃止し、これに代わって3～15%の範囲で消費税の徴収を認める。

なお、同案は議会の承認が得られれば、3年内(遅くとも71年1月1日)に実施に移される予定。

アジア諸国

◇第1回日韓定期閣僚会議の開催

はじめての日韓定期閣僚会議は、8月9日から東京で開かれ、最終日の11日、共同コミュニケを採択して閉会した。それによると、会議で韓国側の要請により合意に達した諸点は次のとおりである。

- (1) 日本側は、韓国に対し2億ドルを限度とする新たな商業上の民間信用にかかる輸出承認を行なうこととし、その実行のスケジュールについては、両国政府間で至急協議すること。
 - (2) 日韓両国は、租税条約を早期に締結するため、10月からその交渉を開始すること。
 - (3) 両国は、相互間の貿易拡大を図るため、政府関係者からなる貿易合同委員会を設けること。
 - (4) 両国は、アジア・太平洋閣僚会議等を通ずる地域的協力体制の維持強化のため、引き続き協力すること。
- 今次会議は、本年から始まった第2次5か年計画の繰上げ達成(3年半)を決意した韓国側が、この機会にその所要外資調達のメドをつけたいとして、わが国に対して借款の増額とその早期供与を要請したため、終始借款交渉のごとき観を呈したが、それはともかく、これを機に両国の経済協力が一段と進展するものと期待される。

◆東南アジア諸国連合(A S E A N)の結成

さる 8月 5日から 8日まで 4日間にわたり、バンコックでインドネシア、タイ、フィリピン、マレーシアおよびシンガポールの 5か国外相級閣僚会議が開催され、東南アジア諸国連合(Association of South-east Asian Nations)の設立を決定、閉会にあたってその設立に関する次の主旨の共同宣言が発表された。

- (1) 東南アジア諸国の平和と繁栄の基盤を強化するため、協力と平等の精神のもとに進める共同作業を通じて、この地域の経済の発展、社会の進歩、文化の開発を促進する。
- (2) 国連憲章の精神に基づき、正義と法の支配を尊重することによって、この地域の平和と安定を推進する。
- (3) 経済、社会、文化、技術、科学、行政の各分野での共通問題につき、相互援助、相互協力を進める。
- (4) 教育、職業、技術、行政の各分野での訓練や研究施設を作つて相互に協力する。

(5) 域内の資源の有効な活用、貿易の拡大、運輸や通信施設の改善等により、生活水準の向上を図る。

(6) 東南アジア研究を推進する。

(7) 同じような目的を有する現存の国際機構や地域組織と、緊密かつ有効な協力関係を保持する。

なお、本会議において、①第2回の閣僚会議を明年ジャカルタで開催すること、②それまで同地に常設委員会を設置し、観光、運輸、漁業、貿易拡大などの協力を検討することが決定された。

◆パキスタン、現金準備率の引上げ

パキスタン国立銀行は 6月12日、現金準備率を 5%から 6.25%へ引き上げる旨発表し、16日から実施した。

本措置は、農業生産の不振を映じ、食糧事情が悪化し、かつ物資不足の傾向が目だつとともに、財政赤字幅の拡大により、物価の騰勢が強まってきたことから、これに対処して採られたものである。